

お 知 ら せ

2024年7月25日
東北電力ネットワーク(株)

お客さまの電気設備に関する定期調査の確認結果について

当社は、お客さまの屋内外配線の絶縁状態等について、4年に1回以上の頻度で調査する「定期調査業務^{※1}」を実施しておりますが、1件のお客さまについて、期限内に調査を実施していなかったことを確認したため、当該のお客さまと同様に期限内に定期調査を実施していない可能性があるお客さまの確認作業を進めておりました。(2024年6月3日お知らせ済み)

確認作業の結果、新たに143件のお客さまについて、期限内に設備調査を実施していなかったことを確認したことから、これらお客さまに事案の説明とお詫びを行うとともに、設備調査を実施し、設備の健全性を確認いたしました。

今回の設備調査漏れが発生した原因は、お客さま情報を管理するシステムに契約情報を登録する際、使用する電圧に応じた電気工作物^{※2}区分のコードを誤ったことによるものです。そのため、再発防止対策として、使用する電圧と異なる電気工作物区分コードを登録できないようにシステムを改修するとともに、本事案を社内に再周知し、電気工作物区分の取り扱いを徹底することといたしました。

このたび対象となりましたお客さまには、深くお詫び申し上げますとともに、今後、同様の事案を発生させないよう、再発防止の徹底に努めてまいります。

※1 定期調査業務

当社は、電気事業法に基づき、一般の家庭や商店、小規模な工場など、低圧で電気を使用するお客さまの屋内外配線等の電気設備が、国で定める技術基準に適合しているかを4年に1回以上の頻度で調査し、調査結果をお客さまへお知らせしています。

※2 電気工作物

電気の使用のために設置された工作物のこと。区分として、低圧で電気を使用する一般用電気工作物（主に一般の家庭や商店、小規模な工場など）、高圧または特別高圧で電気を使用する自家用電気工作物（主に大規模な事務所ビル、商業施設、工場など）等があります。

以上